



埼玉県マスコット「さいたまっち&コバトン」

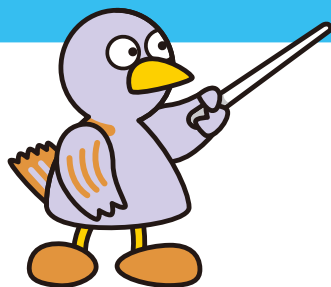
事務所・事業所を 設置された法人の皆様へ

法人を設立した

県内に支店等を
初めて開設した

他県から
本店を移転した

県税事務所に届出が必要です!



- ・法人の設立等報告書
 - ・登記履歴事項証明
 - ・定款
- } をご用意の上、届出をお願いします。

- ※ 届出内容により、必要書類が異なる場合があります。
- ※ 設立等の日から**1か月以内**にご提出をお願いします。
- ※ 市町村への届出も必要です。詳細は所在地の市町村へお尋ねください。

埼玉県では、県内に事務所・事業所を設置した後に、法人の設立等報告書の提出が確認できていない法人を毎年調査しています。

法人県民税・事業税の **確定申告書の提出** が所定の期限を過ぎると、**延滞金** や **不申告加算金** が発生してしまう可能性があります。

提出書類をダウンロードできます!

提出に必要な様式を埼玉県ホームページに掲載しています。

埼玉県 各種申請申告様式

検索

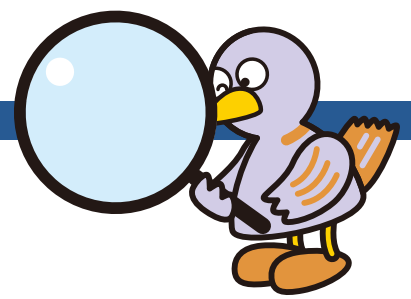
問合せ先

埼玉県 総務部 税務課 課税担当 (法人)

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

TEL 048(830)2657 FAX 048(830)4737

Q&Aは
裏面へ!



Q. 倉庫や資材置き場は事務所に該当しますか？

A. 倉庫や資材置き場の使用状況によって異なります。

- ① 単に資材や荷物が置いてあり、人が常駐していない倉庫等は事務所・事業所に該当しません。
- ② 人が常駐し、倉庫の中で定期的に梱包作業等を行っていたり販売所となっている場合等は、事務所・事業所に該当します。

Q. 登記簿上の本店所在地と実際の本店所在地が異なる場合は、どのように届出をしたらよいですか？

A. 状況によって異なります。

- ① 登記簿上の本店所在地と実際の本店所在地の都道府県が異なる場合
法人県民税・事業税の納税地は、実際の本店所在地となります。
例えば、登記簿上の住所地が埼玉県内であっても、そこでは全く活動の実態がなく、実際の本店所在地である、東京都内で事業を行っている場合、埼玉県には申告の必要がなく、東京都に申告の必要があります。
- ② 登記簿上の本店と実際の本店のどちらも埼玉県にある場合
登記簿上の本店所在地を所管する県税事務所にご申告下さい。

Q. 無人の発電設備（メガソーラー等）は、事業所に該当しますか？

A. 人がその場所で働いていないため、無人の発電設備は事業所に該当しません。

※ その他ご不明の点は、お気軽に各県税事務所にお問い合わせください。

県税事務所一覧

県税事務所	電話番号	管轄地域
さいたま県税事務所	048-822-5131	さいたま市（岩槻区を除く）
川口県税事務所	048-252-3572	川口市・蕨市・戸田市
上尾県税事務所	048-772-7140	鴻巣市・上尾市・桶川市・北本市・伊奈町
朝霞県税事務所	048-463-1672	朝霞市・志木市・和光市・新座市
川越県税事務所	049-242-1662	川越市・富士見市・坂戸市・鶴ヶ島市・ふじみ野市・三芳町
所沢県税事務所	04-2995-2135	所沢市・狭山市
飯能県税事務所	042-972-0441	飯能市・入間市・日高市・毛呂山町・越生町
東松山県税事務所	0493-23-8906	東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・鳩山町・ときがわ町
秩父県税事務所	0494-23-2121	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村
本庄県税事務所	0495-22-6100	本庄市・美里町・神川町・上里町
熊谷県税事務所	048-523-2036	熊谷市・深谷市・寄居町
行田県税事務所	048-556-5094	行田市・加須市・羽生市
春日部県税事務所	048-737-2110	さいたま市岩槻区・春日部市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町
越谷県税事務所	048-962-2218	草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町